

愛知障害フォーラム — 愛知県との懇談会開催

愛知障害フォーラムでは各障害者団体の要望書を県に提出し文書回答を求めてきました。県の回答を受け、政策委員会（座長・名家連堀場、委員・愛家連森、名家連堀田が参加）で各団体の反論を取りまとめ、9月6日（火）に県と懇談会を開催することになりました。

【精神分野の要望事項】

「精神障害者も他障害同等に愛知県の障害者医療費助成制度の適用対象にして下さい」

【県回答】

愛知県では、平成20年度から障害者の医療費助成制度を拡大し、従来は身体・知的障害者だけであった障害者医療費助成制度の対象に精神障害者も加えることとしました。その際には、精神障害者にとっては精神科医療の重要度が一般疾病に比べ極めて高く、適切な治療を継続することにより症状が安定することから、現行制度の導入について市町村と協議し、全市町村での実施に合意が得られて助成を開始したものであります。障害者医療費助成制度においては、身体障害者及び知的障害者に対しては全疾病を対象に助成する制度となっていること、また、制度導入後3年が経過し、県制度を上回る全疾病対象の市町村が増加していることは承知しています。しかし、現行制度においても対象者数の増加により、年々この制度による助成額が増加してきている一方で、非常に厳しい財政状況が続いていることから、当面、現行制度の維持に努めていきたいと考えています。

【反論】

財政事情を理由に、差別的医療費助成の解決を合理化しているが、岐阜県、山梨県では3障害同等の医療費助成制度が実施されている。これらの県は、財政事情が良いから実施しているわけではない。県下においても財政事情の良い自治体が実施しているわけでもない。

「法の下での平等」という「憲法 14 条」を地方自治に活かすかどうかという問題である。県の論理がまかり通れば、財源を理由にすれば差別は正当化されることになり、「憲法」や「改正基本法」、問題となった「自立支援法」（3障害一元化）をも否定することになる。

働いて収入を得ることのできない当事者、その経済的負担を担う家族は医療費 3 割負担が重く押し掛かり、病気の苦しみに加え、経済的困窮と健康不安という三重苦を余儀なくされているのです。

犬山市長は「市は 3 障害同等に 1/2 の助成に踏み切るが、後の 1/2 は県の責任だ」と公言しています。「愛知県がやらなければ市町村単独助成は難しい」という市町村が多く、まさに県が市町村の福祉施策向上の足を引っ張っている事実、「罪」の深さを認識すべきであり、誠意のない通り一遍の回答を繰り返すことは到底許されるものではない。

「当面」とあるが、既に 3 年経過している。どうゆう状況になれば「当面」が外され、3 障害同一になるのか、その条件と時期を明らかにされたい。

